

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃加茂市本郷町八丁目七二三番地三三、最後の住所岐阜県美濃加茂市本郷町八丁目一〇番一三三

被相続人 亡 木村 光弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
事務所岐阜県可児市中恵土二二七四一七
たかひ総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市南町二丁目六九八番地、最後の住所神奈川県小田原市南町二丁目四番三五五

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
静岡県富士市久沢七九四番地の二三 横山 法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市草崎二三番地一〇、最後の住所静岡県磐田市草崎二三番地一〇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
浜松市中央区板屋町五二二番地MYビル四階弁護士法人佐々木・高平法律事務所

被相続人 亡 西尾 健次
地 被相続人 亡 西尾 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

本籍愛知県北名古屋市徳重本郷一〇六番地、最後の住所愛知県北名古屋市徳重北出三六番地
被相続人 亡 西尾 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
名古屋市中区大須四丁目一三番四六号ウイ

ストリアビル四階 小栗・石畔法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大橋 雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市南下原六丁目一五番地一二、最後の住所愛知県小牧市久保一色南二丁目一〇八番地エスポール久保一色一〇二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
名古屋市中区丸の内二丁目三番一号 ライ

オンズビル丸の内三階 旭合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福島 宏美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区熱田区南一番町八番、最後の住所名古屋市中区熱田区南一番町五番一〇号ポナール港一B号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
愛知県名古屋市中村区乾出町二丁目七番地

正和ビル二階 なかむら公園前法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大久保 智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市南松本町一三番地七、最後の住所三重県四日市市小林町三〇一九番地二六三 有料老人ホームしあわせの里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
三重県四日市市諏訪栄町七番三三四四日市

近鉄ビル七階 シンジ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石川 慎司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区山本通四丁目四番、最後の住所神戸市灘区山田町三丁目二番一八号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
神戸市中央区三宮町二丁目一〇一セン

ターブラザ西館五〇一号神戸中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 有美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大明町二丁目二番地二、最後の住所兵庫県明石市大久保町大窪三〇一 一特別養護老人ホーム「恵泉」

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
神戸市西区玉津町田中六一七番地

相続財産清算人 司法書士 忠井 一博
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市幸町六番、最後の住所兵庫県西宮市高須町一丁目一番一〇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
兵庫県尼崎市塚口町一丁目一四番一

塚口サンプラザビル二〇二 清藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 清藤 律司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県石郡石高町油木乙二二番地三、最後の住所岡山県浅口市鴨方町地頭上五六七番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
岡山県笠岡市中央町三六番地一トピア駅前

ビル三階
相続財産清算人 弁護士 片岡 靖隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡平生町大字佐賀三〇四二番地、最後の住所山口県岩国市錦見三丁目七番五五号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
山口県岩国市麻里布町三丁目七番二

山 相続財産清算人 片山 竜児
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市名田島一七四二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 末本 博成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日
山口県防府市新橋町八番二〇号

山 相続財産清算人 達川 政福

第8期決算公告

令和8年10月8日 株式会社アサヒ

代表取締役 鈴木 一良

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産部	流動資産	5
	固定資産	4,218
	資産合計	4,223
負債及び純資産部	流動負債	195
	固定負債	4,126
	負債合計	△97
	資本	10
	剰余金	10
	準備金	10
	剰余金	△117
	利益剰余金	△117
	その他利益剰余金	(29)
	うち当期純損失	(29)
負債・純資産合計		4,223